

平成28年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第1日（平成28年12月 5日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第16号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第17号 専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）

議案第74号 平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について

議案第75号 平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第76号 平成28年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 土佐清水市水道料金審議会条例の制定について

議案第80号 土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 土佐清水市再生可能エネルギー基本条例の全部を改正する条例の

制定について

議案第86号 あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第87号 土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について

議案第88号 土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について

日程第4 陳情の付託について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 9番 | 永野裕夫君 |
| 10番 | 岡崎宣男君 | 11番 | 仲田強君 |
| 12番 | 武藤清君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

8番 西原強志君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 前田利実君 | 主幹 | 戸田亜由君 |
| 主事補 | 室津裕也君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本豊君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|                             |         |                 |         |
|-----------------------------|---------|-----------------|---------|
| 企画財政課長                      | 早川 聡 君  | 総務課長            | 木下 司 君  |
| 危機管理課長                      | 岡田 敦浩 君 | 消防長             | 上原 由隆 君 |
| 消防署長                        | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長          | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長                      | 徳井 直之 君 | 市民課長            | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長           | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長       | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長                      | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長          | 文野 喜文 君 |
| 水道課長                        | 楠目 生 君  | じんけん課長          | 田村 善和 君 |
| しおさい園長                      | 山本 弘子 君 | 収納推進課長          | 田村 光浩 君 |
| 教育委員長                       | 竹田 陽 君  | 教育長             | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                      | 中津 健一 君 | 生涯学習課長          | 中山 優 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所長 | 弘田 条 君  | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 沖 比呂志 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会12月会議を開きます。

この際、本日の欠席者についてご報告いたします。

8番西原強志君が、所用のため欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 永野裕夫君。

（議会運営委員会委員長 永野裕夫君登壇）

○議会運営委員会委員長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。

ただ今、議題となっております12月会議の審議期間につきましては、11月28日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から

12月21日までの17日間と決しました。

審議期間中の日程といたしまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明、内容説明、陳情の付託を行います。

また、12月12日は、議案に対する質疑並びに一般質問を行い、12月13日から14日までは一般質問を行います。

12月15日は予算決算常任委員会を、16日は総務文教常任委員会を、19日は産業厚生常任委員会を開催し、12月21日に本会議を開催して、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了いたしたいと思ひます。

以上、報告いたします。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

12月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの17日間といたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の審議期間は本日から12月21日までの17日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番浅尾公厚君、6番森 一美君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 山下 毅君登壇）

○議会事務局長（山下 毅君） おはようございます。

平成28年9月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各常任委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会を2回開催、産業厚生常任委員会を3回開催いたしました。

次に、議会運営委員会を3回開催し、11月28日には12月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を1回開催し、11月1日に議会だより第99号を発行いたしました。

次に、他市から本市への行政視察について申し上げます。

10月4日、串間市議会観光振興・まちづくり調査特別委員会一行7名が「観光振興等につ

いて」、11月1日には、板橋区議会議員一行5名が「地域包括ケアシステムについて」、11月22日には、淡路市議会産業厚生常任委員会一行7名が「南海トラフ地震に備えた活動等について」、11月29日には、南大隅町議会総務民生常任委員会、教育産業常任委員会一行10名が「観光振興施策及び観光関連の一次産業の育成の取り組みについて」、行政視察のため来局いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

10月1日、第41回土佐清水市高齢者体育大会が開催され、議長が出席。

10月3日、11月7日、土佐清水ジオパーク推進協議会計画保全部会が、10月26日、同役員会が市役所で、10月9日には日本ジオパーク全国大会が静岡県沼津市で開催され、議長が出席。

10月4日、宇和島市議会正副議長が就任挨拶のため来局、正副議長が応対。

10月6日、正副議長就任挨拶のため、幡多郡内の市議会等を訪問いたしました。

10月19日、10月会議が開催されましたことをご承知のとおりであります。

10月21日、第56回土佐清水市美術展覧会の開会式が市民文化会館で開催され、副議長が出席。

10月23日、同表彰式が市民文化会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月22日、太陽の家運動会が開催され、副議長が出席、祝辞を述べました。

10月24日、25日、高知縣市議会議長会視察研修が高石市等で行われ、議長、副議長、事務局長が出席。

10月27日、トップセミナーが高知市で開催され、議長、副議長が出席。

10月28日から11月9日まで、議会基本条例に基づく議会報告会を5回開催しております。

10月29日、第6回土佐清水ジョン万祭りが開催され、議長をはじめ各議員が出席、議長が祝辞を述べました。

10月31日、幡多広域市町村圏事務組合議会が四万十市で開催され、議長が出席。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

11月14日、第39回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が八幡浜市で開催され、議長、副議長、事務局長が出席。

11月10日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され、議長をはじめ各議員が出席し、議長が追悼の辞を述べました。

11月16日、全国市議会議長会、産業経済委員会が開催され、議長、事務局長が出席。

11月21日、幡多三市議会議長懇談会が本市で開催され、議長、副議長、事務局長が出席。

1 1月22日、高知県11市消防団連絡協議会総会が本市で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1 1月24日、幡多三市議会議員研修会が宿毛市で開催され、議長をはじめ各議員が出席。

1 2月3日、4日、第33回土佐清水市産業祭が開催され、議長をはじめ各議員が出席。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

10月28日から11月9日にかけて、議会報告会が、11月24日幡多三市議会議員研修会が宿毛市で開催され、各議員が派遣されました。

また、10月24日、25日、高知県市議会議長会視察研修が高石市等で、10月28日、トップセミナーが高知市で、11月14日、第39回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が八幡浜市でそれぞれ開催され、副議長が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

今会議に提出されております案件は、報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」、報告第17号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告2件並びに議案第74号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第88号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案15件、計17件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（仲田 強君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」、報告第17号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告2件及び議案第74号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第88号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案15件、計17件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成28年土佐清水市議会定例会12月会議の開催に当たり、市政の課題等に

つきまして、所信の一端を申し述べますとともに、平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）をはじめとする議案等についてご説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

「第6回土佐清水ジョン万祭り」が、去る10月29日に開催されました。このジョン万祭りは、アメリカと本市で隔年で交互に開催しており、記念式典には今年も直系5代目ご子孫の中濱京様をはじめ、姉妹都市でありますアメリカのフェアヘーブン、ニューベッドフォードや沖縄県豊見城市など、遠方より多くのご来賓の方々のほか、議員の皆様方にもご臨席を賜り、心よりお礼を申し上げます。

あしずり港岸壁で行われたイベントでは、「ハロウィン仮装コンテスト」や「ジョン万かるた取り大会」などが行われ、終日、多くの家族連れでにぎわったほか、「志国高知幕末維新博」のPR隊、「土佐おもてなし海援隊」のステージや県内の「よさこい」常連チームによる演舞が祭りに花を添えていただきました。

翌30日には、土佐ジョン万会主催の「第5回ジョン万サミット」が中央公民館で開催され、全国各地からジョン万次郎を顕彰する団体関係者が本市に一堂に会し、活動報告などを通じて交流を深めたところです。

ホイットフィールド船長とジョン万次郎の友情・功績を多くの方々へ伝えるとともに、国を越え、友好の輪がますます広がりますよう、ご祈念申し上げます。この2日間のイベントに準備から運営までご尽力をいただきました関係者の皆様に、この場をおかりいたしまして厚く感謝申し上げます。

なお、来年の「第6回ジョン万サミット」は、ジョン万次郎の命日に合わせ11月12日に東京で開催されることが決定しております。さらに来年はジョン万次郎生誕190年、本市とフェアヘーブン、ニューベッドフォード両都市と姉妹都市盟約を締結して30年の節目の年に当たることから、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化実現に向け、アメリカでも署名活動を展開するなど、取り組みをさらに強化してまいりますので、今後におきましてもご支援・ご協力をお願いいたします。

次に、本市発展に功績があった方々を2年に一度表彰する「土佐清水市表彰」についてであります。

今回は、市政・産業・社会福祉など各般にわたり、その振興に寄与され、功績が顕著な方々を表彰させていただきました。受賞者は、功労表彰に井村敏雄様、瀧澤 満様、弘田浩三様、小林正伸様、岡本淳次郎様、善行表彰に山岡征治様、故岡林守正様、地場産品直販所四季の里様、特別表彰としまして、畑山 博様、故溝渕南海郎様、以上9名1団体の方々でございます。皆様には、心からお祝いを申し上げますとともに、今後一層のご活躍とご健勝をお祈りいたし

ます。

続きまして、去る11月7日に本市と土佐清水市旅館組合との間で、「大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、災害救助法が適用された大規模災害におきまして、旅館組合員が所有する宿泊施設を避難所として使用することや、水や食料、寝具などの救援物資を提供していただけることとなっており、高齢者・障害者・妊婦など、市が指定する避難所では生活に支障があり、配慮が必要である方々とその同伴者を対象としています。旅館組合全体では、高台にある足摺岬のホテルを中心に約2,000人の受け入れが可能であるとのことでした。

本市はこれまでも国、県、他自治体や企業、各種団体等との間で、災害時における協定を締結しており、今回で27件目の協定締結となります。今後も官民が連携し、被災後を想定しながら、その対策を加速させてまいります。

続きまして、日本ジオパーク認定に向けた取り組みについてであります。

本年7月から4カ月にわたって開催してまいりました「ジオガイド養成講座」が全日程を終え、16名の方々が修了いたしました。

養成講座は、土佐清水ジオパーク構想のすばらしさを住民や観光客に伝えるために必要となる知識や話し方などの習得に向け、座学・現地学習・実践研修の計24時間のカリキュラムにより実施され、全日程を受講された方々に修了証書を交付させていただきました。今回修了された方々には、公認ジオガイドの資格が与えられ、第1期生として活動していただくこととなります。

日本ジオパーク認定に向けた今後のスケジュールは、来年4月の認定申請に始まり、5月のプレゼンテーション、7月から8月にかけての現地審査を経て、9月に最終審査結果の発表という流れになります。

特に、現地審査では、ジオガイドが審査員に対し、説明や案内を行うことから、ジオガイドの果たす役割は大変重要であり、今後の活躍を大いに期待するところです。なお、養成講座は来年度も実施する予定で、ジオガイドの増員を図るとともに、今回修了された方々のさらなるスキルアップにつながるものにしていきたいと考えております。

日本ジオパーク認定に向けた取り組みは、これから正念場を迎えます。今後におきましても、土佐清水ジオパーク推進協議会を中心として、官民協働のもと一丸となって取り組みを推進してまいりますので、皆様のさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

次に、平成29年度予算編成方針についてであります。

私にとりましては、今任期最後の予算編成となりますが、ご承知のとおり、去年実施されました国勢調査における人口減に伴い、本市一般会計歳入全体の約35%を占める普通交付税が

大幅に削減されたことによりまして、「長期財政見通し」の改訂を行い、さきの9月会議審議期間中の総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会におきまして、その内容についてご説明させていただき、また職員にも今後大変厳しい財政状況が続くことを共通認識させるため、9月会議終了後に全職員に対して「長期財政見通し」の説明を行ったところです。

厳しい財政状況ではありますが、来年度の予算編成につきましては、これまでどおり「子どもは宝」「若者は希望」「お年寄りは誇り」「命を守る」「絆は力」、この5つを重点施策として特別枠に設定したほか、昨年策定いたしました「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた事業につきましては、地方創生枠として設定することとしております。

しかしながら、来年度につきましては、普通交付税の大幅減などを考慮し、特別枠と地方創生枠以外の経費につきましては、義務的経費を除き、一般財源ベースで対前年度当初比15%減のシーリングを設定させていただきました。今回のシーリング設定値につきましては、10年前の小泉政権時に三位一体改革が行われていた平成18年度の20%減に次ぐものであり、本市にとりましては近年にない大変厳しい予算編成となります。

職員一人一人がいま一度みずからの持つ事業や業務について、緊急性・必要性、費用対効果等を十分に検証した上で、既存事業の見直し・効率化を徹底し、知恵を出し合っただけで限られた財源の中で最大の効果を生むような事業を展開するとともに、私の人脈もフルに活用し国・県への要望活動を積極的に行いながら、この財政難に立ち向かってまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホーム「しおさい」の運営につきましてご報告させていただきます。

この件につきましては、本年1月に「しおさい運営検討委員会」から「人件費削減が困難である以上、民間移譲が妥当」との答申を受け、これを尊重し民営化への方向性などを含め協議・検討を行ってまいりました。同委員会が指摘したとおり、しおさいの経営を圧迫しているのは、歳出全体の80%以上を占める人件費が最大の原因であり、独立採算での経営を行うためには、人件費を抑制する以外に収支の均衡を図る方法はなく、これまで一般職と同じ俸給表であった介護員と調理師につきましては、国の一般職給与法に定められた技能職員の俸給表であります行政職俸給(二)表を導入することについて、副市長を中心に職員組合等と協議・検討を重ねた結果、平成29年4月1日からこの俸給表を導入することといたしました。このことによりまして、1人当たりの年間給与が平均約80万円、率にして13%の減となることから、激変緩和措置として3年間で段階的に減額していくこととし、引き続き直営により独立採算制を基本に運営していくことといたしました。

しかしながら、しおさいの利用者数の状況や利用実態、施設の老朽化に伴う大規模改修など、まだまだ課題が山積していることから、今後におきましても、さらなる改革が必要と考えてお

り、今後の介護保険制度改正や市内の民間施設の動向なども注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ご寄附の報告をさせていただきます。

市内三崎浦 原 敬三様より、市民福祉の向上に役立ててほしいと100万円のご寄附をいただきました。目的に沿って大切に使用させていただきます。

高知市在住の八木眞理子様より、日本画を寄贈していただきました。より多くの方々にご観覧いただけるよう、中央公民館に設置させていただきます。

照月吟誌会会長 川久保安伸様より、市民福祉の向上に役立ててほしいと車いすを寄贈していただきました。目的に沿って大切に使用させていただきます。

以上、この場をおかりいたしまして厚く感謝を申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました各案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第16号は、介護保険法の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するもので、改正内容が本条例の趣旨に変更を及ぼさないものであるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年10月26日に専決処分した報告であります。

報告第17号は、市営住宅使用料の未納分の支払督促の申し立てについて、相手方から異議申し立てがあり、通常訴訟のに移行したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年11月2日に専決処分した報告であります。

議案第74号から議案第78号までの5件は、平成28年度予算にかかる補正予算案であります。

一般会計補正予算（第6号）では、「子育て・教育環境の充実」といたしまして、昨年引き続き清水小学校が全国小・中学校リズムダンスふれあいコンクールに出場するための経費98万8,000円のほか、台風災害等に伴う小学校施設の修繕料100万円などを計上。「基幹産業の復興と雇用対策」といたしまして、冷凍センターの作業効率化を図るため、水産業振興事業費補助金として3,920万円のほか、土佐清水市シェアオフィス事業39万8,000円や観光客誘客促進事業補助金400万円などを計上。「南海地震・津波対策」といたしましては、下ノ加江地区防災拠点施設用地購入費1,432万2,000円などを計上しております。このほかにも、臨時福祉給付金事業8,303万9,000円、地籍調査事業2,892万円、農地農業用施設災害復旧事業1,850万円などを含めまして、歳入歳出それぞれ合計3億1,329万5,000円を補正計上し、一般会計予算総額は124億8,827万9,000円となります。

特別会計では、4会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、出産育児一時金の件数増のほか、高額医療費共同事業医療費拠出金の増額等を計上しております。

介護保険特別会計補正予算（第２号）は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費を計上しております。

指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）及び介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、人事院勧告に伴う人件費の補正予算額を計上しております。

議案第７９号は、水道料金の適正化及び水道事業の経営効率化を図るため、審議会を設置する条例を制定するものであります。

議案第８０号は、地方税法の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第８１号から第８３号までの３件は、人事院勧告に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第８４号は、非常勤職員の雇用につきまして、戸籍関連事務等を行う総合窓口職員を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第８５号は、土佐清水市再生可能エネルギー基本条例につきまして、条例制定検討委員会を組織し議論を重ね、住環境・自然環境に配慮する内容に全部改正するものであります。

議案第８６号から第８８号までの３件は、今年度末で指定管理期間が満了となる「あしずり港交流拠点施設」「貝類展示館」「地場産品販売施設」につきまして、来年度以降３年間の指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第７４号「平成２８年度土佐清水市一般会計補正予算（第６号）について」、議案第７７号「平成２８年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）について」、議案第７８号「平成２８年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）について」の議案３件の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君登壇）

○企画財政課長（早川 聡君） おはようございます。

議案第74号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開きください。

初めに、各目に計上いたしました2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費にかかるものですので、説明は省略させていただきます。

2款1項2目人事管理費、12節役務費から14節使用料及び賃借料までの合わせて58万4,000円は、来年度より高知県及びこうち人づくり広域連合へ各1名の職員を2年間派遣する予定でありまして、派遣職員の住宅の火災保険料や敷金・礼金・家賃・駐車場料金、仲介手数料など、今年度中に支払う必要のある経費を計上しています。

12目がんばる地方推進費、2節給料を除く1節報酬から20ページ、14節使用料及び賃借料までの合わせて1,125万6,000円の減額は、地域おこし協力隊1期生2名が今年5月をもって、通算3年の任期を迎えたこともあり、2名の募集をしておりましたが、雇用には至らず、また2期生1名が6月末をもって通算2年の任期で終えたことなどによりまして、人件費及び活動経費等を減額するものであります。

21ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金355万2,000円は、通知カード及び個人番号カードの作成等に関する事務委任にかかる負担金について、各市町村への交付金上限見込み額が示されたことから、増額補正をするものであります。財源につきましては、国庫補助金が見込まれます。

3款1項1目社会福祉総務費、25節積立金150万円は、以布利地区の故岡林守正様のご遺族から50万円、三崎浦地区の原 敬三様から100万円をそれぞれ市民福祉の向上に役立てていただきたいとしてご寄附をいただいております。地域福祉基金へ積み立てをするものであります。

22ページから23ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費、20節扶助費3,785万6,000円は、今年度支払い実績から推計した決算見込みに基づく不足額を計上しています。財源につきましては、国庫補助金2分の1を基本に、県補助金4分の1を見込んでおります。

23節償還金、利子及び割引料463万5,000円は、平成27年度事業実績確定に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金309万円、障害者自立支援給付費県負担金精算返

還金154万5,000円を計上しております。

3目老人福祉費、28節繰出金38万円は、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費として、介護サービス事業特別会計へ繰り出しをするものです。

4目福祉医療費、20節扶助費375万3,000円は、今年度、支払い実績から推計した決算見込みに基づく不足額を計上しております。財源につきましては、過疎対策事業債ソフト事業の地方債を見込んでおります。

7目介護保険対策費、28節繰出金119万1,000円は、平成28年度介護保険制度改正にかかるシステム改修に伴う経費として、介護保険特別会計へ繰り出しをするものです。

9目臨時福祉給付費につきましては、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して臨時的な措置として給付されるものです。このたび、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括として給付するものであります。対象者は、市民税均等割が課税されない者で、市民税が課税されている者の扶養親族や生活保護費受給者を除き、1人につき1万5,000円が支給されます。

3節職員手当等から14節使用料及び賃借料までの合わせて923万9,000円は事務費として、19節負担金、補助及び交付金7,380万円は、臨時福祉給付金経済対策分を計上しております。

23節償還金、利子及び割引料36万円は、臨時福祉給付金事業の平成27年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しております。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料306万9,000円は、平成27年度事業実績確定に伴う子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金39万4,000円、子どものための教育、保育給付費国庫負担金精算返還金178万3,000円の合わせて217万7,000円、子どものための教育・保育給付費県費負担金精算返還金89万2,000円を計上しています。

24ページをお願いします。

2目保育所運営費、23節償還金、利子及び割引料1万7,000円は、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の平成27年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

3目母子福祉費、23節償還金、利子及び割引料96万7,000円は、母子家庭等対策総合支援事業の平成27年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

3款3項1目生活保護総務費、23節償還金、利子及び割引料13万円は、生活保護適正実施推進事業の平成27年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しています。

2目扶助費、23節償還金、利子及び割引料1,715万9,000円は、平成27年度事業実

績確定に伴う生活保護費等国庫負担金精算返還金を計上しています。

25ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、11節需用費13万8,000円は、災害などで多数の負傷者が出た場合に、傷の軽重によって治療や搬送の優先順序を判定するため、市内3カ所の医療救護病院での備蓄用として、トリアージタッグ1,500枚を購入するものであります。

28節繰出金264万1,000円は、国民健康保険事業特別会計へ繰り出しするもので、法定繰り出し分であります。保険基盤安定繰出金96万1,000円を計上分として、出産育児費繰出金168万円を臨時分として追加計上しています。

3目健康増進事業費、19節負担金、補助及び交付金4,760万5,000円は、後期高齢者医療広域連合に対して、医療給付に要する経費にかかる市町村負担金として支払うもので、今年度の決算見込みに基づく不足額を計上しています。

4款2項2目塵芥処理費、15節工事請負費156万3,000円は、9月19日から20日の台風16号の豪雨により、不燃物処理センターの汚濁処理施設に土砂が流入したことなどによりまして、処理機能が低下していることから、災害復旧工事費を計上しています。

財源につきましては、一般単独災害復旧事業債を見込んでおります。

3目し尿処理費、15節工事請負費71万3,000円は、旭町の国道321号の改修工事区間に衛生センターの配水管が埋設されており、工事に支障となることから、移設工事費を計上しています。

26ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費につきまして、農業基盤整備促進事業により実施しております下ノ加江用水施設及び斧積排水路、久百々頭首工施設整備の一部事業分が国の補正予算で事業採択となったことから、補正予算債が充当可能となったため、一般財源260万円を地方債へ振り替えするものであります。

5款3項2目水産振興費、19節負担金、補助及び交付金、水産業振興事業費補助金3,920万円は、メジカ等加工原魚の安定確保による漁業所得の向上と年間を通じた効率的な稼働による冷凍保管事業の経営安定と向上を目的に、第三セクターである土佐清水ホールディングス株式会社の実施する下ノ加江冷凍センター内の冷凍加工施設の整備、ライン化及び輸送設備の導入費用を補助するものであります。財源につきましては、補助対象事業費の2分の1に国の地方創生拠点整備交付金を、補助対象事業費の国庫補助充当残に補正予算債を見込んでおります。詳細は、予算審議における事業説明書1ページをご参照ください。

27ページから28ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費につきまして、1節報酬マイナス198万円、3節職員手当等マイ

ナス4万円のうち、マイナス12万円。4節共済費マイナス33万5,000円、9節旅費マイナス29万8,000円、11節需用費3万8,000円のうち、マイナス25万8,000円、14節使用料及び賃借料マイナス93万9,000円、19節負担金、補助及び交付金マイナス126万4,000円のうち、地域おこし協力隊事業資格取得補助金マイナス7万円の合わせて400万円は、地域おこし協力隊1名を募集していましたが、雇用には至らなかったことから、人件費及び活動経費を減額するものであります。

11節需用費3万8,000円のうち、29万6,000円、12節役務費2万2,000円、13節委託料8万円の合わせて39万8,000円は、遊休施設である旧清水保育園の一部をシェアオフィスとして年内に改修が終わる見込みであることから、1月には入居者の募集を行う予定でありまして、シェアオフィス運営のための電気料や水道料、夜間警備費、浄化槽清掃料などの経費を計上しています。

財源の一部として、シェアオフィス入居者負担金を見込んでおります。詳細は予算審議における事業説明書2ページをご参照ください。

3目観光振興費につきまして、9節旅費21万3,000円、12節役務費11万4,000円、19節負担金、補助及び交付金447万4,000円のうち、観光インターンシップ推進事業費補助金47万4,000円の合わせて80万1,000円は、今年7月から2か月間インターンシップ協定を締結しております台湾台北城市科技大学から2名のインターン生を受け入れ、市観光協会及び足摺岬のホテルにおいて、業務実習等の研修を実施いたしました。平成29年度は短期2か月2名、長期6か月2名の計4名の受け入れを予定しておりまして、事前に長期インターン生へのオリエンテーションや面接及び選考、また在留資格証明取得にかかる手続を行う必要があることから、市職員1名及び観光協会職員1名の旅費、在留資格証明取得代行料などの経費を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金447万4,000円のうち、観光客誘客促進事業補助金400万円は、団体客の誘客促進のためのインセンティブ助成事業として、足摺温泉協議会が旅行会社に対して行っている1人当たり1,000円の助成金の一部について、市補助金として交付をしておりますが、今年度の実績見込みにより、不足が見込まれることから、補正計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債ソフト分を見込んでおります。

29ページをお願いいたします。

7款4項4目地籍調査費、4節共済費から14節使用料及び賃借料までの合わせて2,892万円は、国の二次補正予算により、来年度当初予算計上予定でありました三崎地区の一部の地籍調査業務を前倒しで実施するものであります。財源につきましては、県補助金75%を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

8款1項6目災害対策費、17節公有財産購入費1,432万2,000円は、下ノ加江地区防災拠点施設の用地購入について、当初に予定していた地権者の同意が得られず、土地造成計画が見直しとなったことから、土地の追加購入費及び諸経費について補正計上するものです。財源につきましては、緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

25節積立金275万7,000円は、平成27年度に実施済みの避難道整備等3事業について、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金算定対象事業に認められたことから、その増額分を防災対策加速化基金へ積み立てるものであります。

9款1項2目事務局費、21節貸付金650万円の減額は、高等学校以上の学生に奨学資金を無利子で貸与して、教育の機会均等を図っておりますが、今年度の貸付見込みに基づき減額するものであります。

31ページをお願いいたします。

9款2項2目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金、学校教育課程振興事業補助金98万8,000円は、清水小学校6年2組が昨年度に引き続き、第4回全国小中学校リズムダンスふれあいコンクールの映像による一次選考において、小学校規定曲の部で全国大会出場校14チームに選考され、12月26日から27日に東京で開催される全国大会へ出場することになったことから、児童24名の旅費等を補助金として交付するものです。

9款4項1目社会教育総務費、23節償還金、利子及び割引料5万円は、放課後児童健全育成事業費補助金の平成27年度事業実績確定に伴う国庫補助金精算返還金を計上しております。

9款5項1目保健体育費、19節負担金、補助及び交付金、体育協会補助金50万円は、毎年1月に開催しております足摺ロードレースが次回開催で第50回目の節目を迎えることから、招待選手の招聘のための謝金等やポスター、チラシなどの広告料、記念大会特別賞などの運営経費の一部について補助をするものであります。

32ページをお願いいたします。

10款1項3目農業用施設現年補助災害復旧費、13節委託料から15節工事請負費までの合わせて1,850万円は、10月会議の補正予算において長野、市野々、市野瀬地区の農地の災害復旧費を計上しておりますが、現地精査を行ったところ、大幅に被災面積がふえ、事業費が増加したことから、災害査定設計書作成委託業務費及び災害復旧工事費を増額計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

15ページから18ページをお願いいたします。

1款1項1目個人5,422万7,000円は、サンゴの水揚げによる漁業所得が当初課税見込

みよりも大幅に増加したことなどによりまして、市民税の現年課税分を増額計上するものです。

11款1項分担金は、歳出で説明いたしました農地災害復旧事業の実施にかかる受益者分担金を増額計上しております。

13款1項国庫負担金から、17ページ、14款3項県委託金までは、歳出予算の財源として、各事業の業務の国や県の負担率、補助率等に基づいて計上したものであります。

16款1項2目社会福祉寄附金150万円は、先ほど説明いたしました地域福祉基金積立金への特定財源として計上しております。

17款1項3目財政調整基金繰入金793万8,000円は、一般財源の不足額について基金を取り崩すものであります。

18款1項1目繰越金2,000万5,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

19款4項1目雑入643万円は、それぞれ歳出事業の特定財源として計上しています。

18ページ、20款1項2目民生債から9目災害復旧事業債までの合わせて5,390万円は、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しております。

9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきまして、臨時福祉給付金給付事業について、申請や給付が平成28年度臨時福祉給付金の実施状況を勘案の上、市町村が決定することとなっておりまして、翌年度実施の可能性が極めて大きいことから、8,303万9,000円を限度として、市道船場長野線大規模更新事業、下ノ加江橋架け替えにおける工事委託について、工事用用地の借上げが必要となり、委託先である高知県が候補地である他の耕作者と交渉を行っていましたが、その交渉が難航し、年度内完成が見込めなくなったことから、1億1,680万8,000円を限度として、地籍調査事業三崎地区の一部、山間部地籍調査1年目工程について、国の二次補正予算の交付申請が1月に、交付決定が2月以降になる見込みでありまして、年度内での事業が完了しないことから、2,892万円を限度として、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正、新公会計制度導入支援業務委託について、現在、本市におきましては、統一的な基準による財務諸表作成に対応するため、固定資産台帳の整備等を進めておりますが、平成29年度中に統一的な基準により、平成28年度決算にかかる財務諸表を作成の上、公表をするためには、今年度からその作業を本業務委託により開始する必要があることから、平成29年度を期間に850万円を限度として、債務負担行為を追加補正するものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,329万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は124億8,827万9,000円となります。

以上で、議案第74号、平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

次に、議案第77号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費、2節給料19万9,000円は、歳入5款1項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金を財源として、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費を計上しています。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億155万9,000円となります。

以上で、議案第77号、平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第78号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目短期入所生活介護事業費、2節給料から4節共済費までの合わせて50万3,000円は、歳入3款1項1目繰越金12万3,000円及び4款2項1目一般会計繰入金38万円を財源として、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費を計上しています。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4,329万6,000円となります。

以上で、議案第78号、平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（仲田 強君） 次に、議案第75号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 二宮真弓君登壇）

○市民課長（二宮真弓君） 議案第75号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

補正予算書10ページ、歳出からごらんください。

主だったものをご説明いたします。

2款4項1目出産育児一時金、19節負担金、補助及び交付金は、当初の出産見込み件数を9件として予算計上しておりましたが、9月末時点で7件の実績がありましたので、実績見込み額を15件として6件分252万円を追加補正いたしました。

6款1項1目19節負担金、補助及び交付金は、今年度の介護給付金・地域支援事業納付金額の確定により、当初予算計上額の不足額2,766万円を追加補正いたしました。

11ページをごらんください。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び3目保険財政共同化事業拠出金は、それぞれ現時点での決算見込み額に対する不足分として2,079万8,000円及び776万9,000円をそれぞれ追加補正いたしました。

11款1項3目23節償還金、利子及び割引料は、平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金及び国民健康保険特定検査保健指導事業にかかる国庫支出金が超過交付となっておりましたので、その返還金2,507万8,000円と、同じく国民健康保険特定検査・保健指導事業にかかる県支出金の超過交付額分61万7,000円を返還金として補正計上いたしました。

12款1項1目繰上充用金は、平成27年度国保会計事業の決算額確定により、不用額7,412万3,000円を減額補正するものです。

なお、平成27年度末における財源不足額は、7,510万4,000円となっております。

次に歳入です。9ページをごらんください。

5款1項1目前期高齢者交付金は、平成28年度交付額の確定により、既決予算等の差額5,151万5,000円を減額補正いたしました。

9款1項1目のうち、1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により、既決予算等の差額96万1,000円を、3節出産育児繰入金は、歳出でご説明いたしましたが、出産見込み件数を15件として、出産育児一時金を追加補正いたしましたので、その財源としてルール分3分の2相当額168万円を一般会計より繰り入れするものです。

1 1 款諸収入は、今回の補正予算における歳入不足額6, 0 2 4 万3, 0 0 0 円を計上しております。

次に、1 ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 1 3 6 万9, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3 3 億4, 4 9 7 万円となります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前1 1 時0 2 分 休 憩

午前1 1 時1 2 分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

次に、議案第7 6 号「平成2 8 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君登壇）

○健康推進課長（戎井大城君） 議案第7 6 号「平成2 8 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

補正予算書の9 ページをお願いします。

歳出について説明いたします。

1 款1 項1 目1 3 節委託料1 9 9 万8, 0 0 0 円は、介護保険制度改正に伴い、介護保険システムの改修が必要なことから補正計上したものです。

次に、8 ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

3 款2 項4 目介護保険事業費補助金8 0 万7, 0 0 0 円、7 款1 項5 目その他一般会計繰入金1 1 9 万1, 0 0 0 円は、介護保険システムの改修費にかかる国庫補助金と一般会計繰入金です。

1 ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1 9 9 万8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2 0 億1, 1 1 2 万5, 0 0 0 円となります。

以上、議案第7 6 号「平成2 8 年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（仲田 強君） 次に、報告第1 6 号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」、報告第1 7 号「専決処

分した事件の報告について（訴えの提起について）」の報告2件及び議案第79号「土佐清水市水道料金審議会条例の制定について」から議案第88号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案10件、計12件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 木下 司君登壇）

○総務課長（木下 司君） おはようございます。

条例案等について説明をいたします。

済みません、議案綴りをお願いいたします。

報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの1ページから2ページです。

平成28年4月1日から新たな介護サービス種類である地域密着型通所介護が創設をされました。本市の地域密着型サービス事業の基準条例は、国の省令基準に委任する形式となっており、人員、設備、運営等に関して個別の条文の改正は要しませんが、例外的に記録の整備等に関しては、基準省令が保存期間2年間と規定しているのに対し、条例第3条記録の整備等において、本市では保存期間を5年間としております。

条文中には、全ての地域密着型介護サービス種類を列記をしており、新設の地域密着型通所介護についても、条文に加える必要が生じたので、第3条文中に指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準中、同サービスについて規定する条項を加える条例の一部改正を市長の専決処分事項の指定について、第4号に基づき、平成28年10月26日に専決処分したとの報告です。

報告第17号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」議案綴りの3ページから4ページです。

市営住宅使用料請求事件について、民事訴訟法第383条の規定に基づき、平成28年10月28日付で、中村簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。

その後、平成28年10月31日付で、相手方から異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により、通常訴訟の手続に移行をしたので、地方自治法第180条の規定により、訴えの提起について平成28年11月2日に専決処分したとの報告です。

議案第79号「土佐清水市水道料金審議会条例の制定について」議案綴りの10ページから12ページです。

水道料金の改定には、審議会等の設置義務はありませんが、水道料金改定には議会や市民の皆さんの理解が必要であることから、今後の水道料金の適正化及び水道事業の経営効率化のた

め、土佐清水市水道料金審議会条例を制定をするものです。

議案第80号「土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの13ページから21ページです。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税関係で消費税率10%引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするものです。

また、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成29年度分の軽自動車税種別割について、その燃費性能に応じて税率を軽減します。

また、税制改正により、市町村で決定できることとされた減免の申請期限を、納期期限7日までからが納期限までに変更をするものです。

独自の改正として、標識の棄損または忘失が故意または過失に基づき返納できない場合の弁償金を70円から200円に変更する条例の一部改正です。

議案第81号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの22ページから23ページです。

市長ほか特別職の期末手当について、平成28年度の人事院勧告に伴い、年間支給月数を3.00月から3.10月に改め、平成28年12月1日の基準日に遡及適用する。また、平成29年度については、本年度の増加分を6月と12月にそれぞれ0.05月ずつ均等に配分をするものです。

議案第82号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの24ページから30ページです。

平成28年度の人事院勧告に伴い、平成28年4月1日に遡及し、月例給の増額改定、ボーナスの支給月数を4.20月から4.30月に改定し、平成28年12月のボーナスで支給するものです。

また、平成29年度については、ボーナス勤勉部分の支給率は6月支給分を0.8月から0.85月に、12月支給分を0.9月から0.85月に変更をするものです。

議案第83号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの31ページから32ページです。

土佐清水市議会議員の期末手当については、特別職と同様に年間支給月数を3.00月から3.10月に改め、平成28年12月1日の基準日に遡及適用する。また、平成29年度については、今年度の増加分を6月と12月にそれぞれ0.05月ずつ均等に配分をするものです。

議案第84号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を

改正する条例の制定について」議案綴りの33ページから34ページです。

近年の家族の多様化、複雑化等から、窓口における戸籍関連事務は、より専門性が必要な状況であります。このため、土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例に総合窓口職員月額報酬14万9,800円を新設し、非常勤職員を雇用をするものです。

議案第85号「土佐清水市再生可能エネルギー基本条例の全部を改正する条例の制定について」議案綴りの35ページから38ページです。

この条例は、豊かな自然環境及び再生可能エネルギーが地域固有の資源であるとの認識のもと、その活用について土佐清水市内で設置事業を実施する事業者及び土佐清水市民の役割を明らかにするとともに、自然環境、生活環境及び産業環境の保全並びにこれらのエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保との調和を図り、エネルギーの供給にかかる環境への負荷の低減を促進し、市民が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする条例制定の趣旨を基本として、再生可能エネルギーを電気に変換する発電設備のうち、その出力が10キロワット以上のもので、全量販売を主たる目的とする事業用に供されるものに対して、ガイドライン等への準拠、届け出及び指導または勧告等を行うことができるよう、改正をするものです。

議案第86号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」議案綴りの39ページです。

現在の指定管理者が今年度末までとなっており、あしずり港交流拠点施設の指定管理について、平成29年4月1日から3年間、引き続き一般社団法人土佐清水市観光協会を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第87号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」議案綴り40ページです。

現在の指定管理者が今年度末までとなっており、土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理について、平成29年4月1日から3年間、引き続き特定非営利活動法人NPO竜串観光振興会を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第88号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」議案綴り41ページです。

現在の指定管理者が本年度末までとなっており、土佐清水市地場産品販売施設の指定管理について、平成29年4月1日から3年間、引き続き土佐食株式会社を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いたします。

○議長（仲田 強君） 以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

日程第4、「陳情の付託について」を議題といたします。

今12月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月12日午前10時に再開いたします。

なお質疑並びに一般質問の通告の期限は12月7日午前11時まででありますので、念のため、申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午前11時29分 散 会